

実務研究

日本税務会計学会
令和2年9月 月次研究会



引地 栄二 (日本橋)

未払残業代に関する法人・個人 両面からの税務及び社会保険

1. はじめに

未払賃金の請求期間(時効)について、労働基準法が改正された。2020年4月1日以降に支払期日が到来する賃金から未払賃金の請求期間がそれまでの2年から原則5年に延長されたが、「当分の間」は3年とされた。

「当分の間」がいつまでかは不明だが、これが外れると原則の5年になる。厚生労働省の調査では、2018年度に残業代の未払いを指摘された100万円以上を支払った企業は1768社あり、支払額は約124億円にもなる。このような経緯から経営者側の立場をある程度考慮して、「当分の間」ができたようである。

2. 在職中の従業員に対する未払残業代の税務

在職中の従業員本人から未払残業代を請求される場合もあるであろうが、それよりも労働基準監督署の指導を受けて支給するケースが多いようである。

この場合、前月の給与の10倍を超えるときは、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」ではなく「月額表」を使い次のように計算する(所法186②)。

- ㊦ 社会保険料等控除後の賞与÷6(計算期間が6月超の場合は12)
- ㊧ ①+社会保険料等控除後の前月の給与
- ㊨ ②の金額を「月額表」に当てはめた税額
- ㊩ ①-前月の給与の源泉徴収税額
- ㊪ ③×6(計算期間が6月超の場合は12)

3. 退職した元従業員に対する未払残業代の税務

退職した元従業員本人又は弁護士から会社への直接請求の他、労働審判や裁判にまで進むこともある。

- ㊫ 未払残業代を支払う法人の税務
- ㊬ 損算入時期(法法22③④)
- ㊭ 源泉所得税と住民税
- ㊮ 社会保険料

「国内雇用者(国内の事業所に勤務する雇用者)」に該当しないものと思われる。また、「継続雇用者」にも該当しない。したがって、所得拡大促進税制の適用はない。

なお、本年分の給与の年末調整の計算、源泉徴収・法定調書合計表の作成はこれから行うことになる。

- ㊯ 住民税
- ㊰ 本年分の給与なので給与支払報告書はこれから作成することとなる。
- ㊱ 社会保険料
- ㊲ 賞与支払届を提出する。
- ㊳ 未払残業代を受け取る個人の税務

4. おわりに

未払残業代に対する税務は、原則としては前述のようになるが、未払残業代を支払う法人からすれば裁判所の和解文などがどのようになっているかにより本当に給与所得に該当するかどうか判断に迷うことが多いようである。事前に弁護士等と打合せができるのであれば、税務では原則として給与所得になるので、源泉徴収等が必要であることなどを理解してもらい、和解文などにその旨を記載してもらえるとベストだと思われる。

- ㊴ 社会保険料
- ㊵ 本年分の給与なので給与支払報告書はこれから作成することとなる。
- ㊶ 社会保険料
- ㊷ 原則として賞与支払届の提出が必要である。
- ㊸ 未払残業代を受け取る個人の税務
- ㊹ 源泉所得税
- ㊺ 源泉所得税と住民税
- ㊻ 社会保険料

未払残業代に対する税務は、原則としては前述のようになるが、未払残業代を支払う法人からすれば裁判所の和解文などがどのようになっているかにより本当に給与所得に該当するかどうか判断に迷うことが多いようである。事前に弁護士等と打合せができるのであれば、税務では原則として給与所得になるので、源泉徴収等が必要であることなどを理解してもらい、和解文などにその旨を記載してもらえるとベストだと思われる。